

岡山県労働者派遣業務に関する技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年2月25日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

記

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 岡山県労働者派遣業務
- (2) 業務内容 別添「岡山県労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとお
り
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 事 業 費 21,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ①岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ②入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9（その他）、小分類3（人材派遣サービス）」に登録され、格付区分がAであること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ④岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑤岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

⑦岡山県税を滞納していない者であること。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を役員又は支配人としている法人のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

(2) 守秘性に関する要件

企業の服務規程において、業務上知り得た情報を漏らさない旨の条件を付していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、企業として新たな営利を得るものでないこと。

(4) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に事業所があり、かつ県下一円を業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための事務執行基盤を持ち、資金、人員について十分な管理能力を有していること。

(5) 業務実績に関する要件

過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 担当部局の名称等

岡山県総務部行政改革推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7216 (直通)

FAX: 086-221-7909

E-mail: gyokaku@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案手続等

本業務に技術提案を希望する者は、次項の「6 提案書」で定める書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月11日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

②配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県総務部行政改革推進室ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1020706.html>

(2) プロポーザル参加表明書提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、下記によりプロポーザル参加表明書（様式第1号）を提出すること。なお、参加表明書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。

①提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

②提出方法

上記3宛てに電子メールにより行うこと。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(3) 提案書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）。ただし、郵送等による場合は、提出期間中に必着とする。

加えて、提出する書類はPDF等のデータを上記3宛てに電子メールでも提出すること。

(4) 質問の受付及び回答

本業務の仕様書等に関する質問がある場合、下記により「質問・回答書(様式第2号)」を提出すること。

①提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

②提出方法

上記3宛てに電子メールにより行うこと。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

③質問に対する回答

回答は電子メールにより行う。なお、必要に応じて、内容を岡山県総務部行政改革推進室ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1020706.html>）に掲載することがある。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

6 提案書

提出する提案書は、以下のとおりとする。

- (1) 提案書（様式第3号）【原本1部+写し4部】
- (2) 実施計画書（任意様式）【原本1部+写し4部】
- (3) 見積書（任意様式）【原本1部+写し4部】
- (4) 誓約書（様式第4号）【1部】
- (5) 組織概要書、役員名簿（任意様式）【1部】
- (6) 岡山県税の全税目について滞納がないこと（又は、課税がないこと）を証する書類【1部】

※「岡山県労働者派遣業務技術提案作成要領」により作成すること。

※提案書は、1社1案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則として認めない。

7 審査基準及び審査手続き

提案書等の内容を審査するための審査会を岡山県総務部内に設置し、当該審査会の委員（以下「委員」という。）が別表の審査基準により評価し、それぞれ評価点をつけ、各委員の評価点を提案者ごとに集計し、その合計点が最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。

8 結果通知

前項の審査結果は、実施後速やかに各提案者あて通知するとともに、岡山県総務部行政改革推進室ホームページにおいて公表する。なお、当該結果について異議を申し立てることはできない。

9 契約

(1) 契約までの手続き

契約形態は、労働者派遣契約とし、採択件数は1件とする。上記7の審査により選定された最優秀提案者と労働者派遣契約の締結に関する協議を行い、当該協議が整い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

10 その他

- (1) 提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 令和8年度当初予算が岡山県議会で議決されない場合、事業を行わないことがある。
この場合、上記(1)と同様に県は提案に要した費用を負担しない。